資料(2)(イ)

令 和 8 年 1 0 月 6 日
白 井 市 福 祉 部 障 害 福 祉 課

白井市障害者支援施設運営事業者選定審査会委員の選任について

Ⅰ　選定審査会の概要

審査会名	白井市障害者支援施設運営事業者選定審査会
設置根拠	白井市附属機関条例
設置目的	障害者支援センター民間移管後の運営事業者を公募により選定する際に、長期的な運営を見据え、様々な視点から施設の運営事業者を選定するため。
設置期間	白井市附属機関条例の一部を改正する条例から事業者を選定するまで

Ⅱ　選定審査会の委員構成（予定）

①学識経験者(2名)	公認会計士:1名、大学教授等:1名
②公共的団体等の代表表(1名)	自立支援協議会の会長
③市民（2名）	生活介護「きらり」利用する保護者:1名 放課後等デイサービス「ビリーブ」を利用する保護者:1名
④市の職員(1名)	福祉部長

Ⅲ　選定審査会の職務

（1）募集要項（案）に作成に関する意見
（2）応募者の申請書類審査（1次審査）
（3）応募者のプレゼンテーション審査（2次審査）

Ⅳ　自立支援協議会からの選任について

1　選任者

自立支援協議会の会長

2　選任理由

（1）自立支援協議会から公募選定審査会委員を選任する理由

白井市地域自立支援協議会は、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場です。障害者支援センターの民間移管は、地域の支援体制に大きく影響することから、運営事業者の選定にあたっては、地域の現状・課題を踏まえた客観的な評価が必要となります。

以上を踏まえ、地域の支援体制に関する有識者として適切な事業者の選定を実現するため、同協議会から委員を選任するものです。

（2）会長を選任する理由

自立支援協議会の代表として公募選定審査会の委員に選任するため、「白井市地域自立支援協議会設置要綱第５条第３項　会長は会務を総理し、協議会を代表する。」に基づき、会長を選任することとします。